

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年4月4日(2022.4.4)

【公開番号】特開2020-156677(P2020-156677A)

【公開日】令和2年10月1日(2020.10.1)

【年通号数】公開・登録公報2020-040

【出願番号】特願2019-58161(P2019-58161)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 1 B

A 6 3 F 7/02 3 1 6 B

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月25日(2022.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下する遊技領域の後方側の少なくとも一部を構成する板状部と、該板状部に貫通して形成された取付穴とを備えた遊技領域構成部材と、

前記遊技領域を流下する遊技球が進入可能に上方側に開口した開口部と遊技球が通過可能な球通過部とを有し、該球通過部を通過する遊技球を前記遊技領域構成部材の板状部に対して後側に誘導する手段であって、前記遊技領域構成部材の取付穴の内側に一部が配置された状態で設けられる球進入手段と、を備え、

前記球進入手段は、

前記取付穴に対して前後方向において重ならない外側部分に突出し、前記板状部に対して後側に重なる位置に配置されて前記球通過部を通過する遊技球に接触して所定の方向側に遊技球を誘導可能な突出誘導部を有し、

前記球進入手段を前記遊技領域構成部材に取り付ける場合において、前記球進入手段と前記突出誘導部とが予め一体化された状態にして前記突出誘導部を前記取付穴に進入させることができあり、

前記取付穴の内側を前記突出誘導部が通過する状況において前記突出誘導部が前記取付穴の内側を通過可能な第1位置に配置され、

前記突出誘導部が前記取付穴を通過した後に、前記取付穴に対して前記外側部分に相当する第2位置へと前記突出誘導部が変位し、該第2位置に前記突出誘導部が配置されていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記の課題を解決するために、請求項1に記載の遊技機は、

遊技球が流下する遊技領域の後方側の少なくとも一部を構成する板状部と、該板状部に貫通して形成された取付穴とを備えた遊技領域構成部材と、

40

50

前記遊技領域を流下する遊技球が進入可能に上方側に開口した開口部と遊技球が通過可能な球通過部とを有し、該球通過部を通過する遊技球を前記遊技領域構成部材の板状部に対して後側に誘導する手段であって、前記遊技領域構成部材の取付穴の内側に一部が配置された状態で設けられる球進入手段と、

前記取付穴に対して前後方向において重ならない外側部分に突出し、前記板状部に対して後側に重なる位置に配置されて前記球通過部を通過する遊技球に接触して所定の方向側に遊技球を誘導可能な突出誘導部と、を備え、

前記球進入手段を前記遊技領域構成部材に取り付ける場合において、前記球進入手段と前記突出誘導部とが予め一体化された状態にして前記突出誘導部を前記取付穴に進入させることができあり、

前記取付穴の内側を前記突出誘導部が通過する状況において前記突出誘導部が前記取付穴の内側を通過可能な第1位置に配置され、

前記突出誘導部が前記取付穴を通過した後に、前記取付穴に対して前記外側部分に相当する第2位置へと前記突出誘導部が変位し、該第2位置に前記突出誘導部が配置されていることを特徴としている。――

10

20

30

40

50